

札幌市在宅重度障がい者（児）紙おむつサービス事業実施要領

令和 7 年 3 月 11 日
障がい保健福祉部長決裁

（目的）

第 1 条 この要領は、札幌市在宅重度障がい者（児）紙おむつサービス事業実施要綱（以下「要綱」という。）第 13 条の規定に基づき、事業の実施について必要な事項を定める。

（グループホーム等の範囲）

第 2 条 要綱第 2 条第 1 項に規定するグループホーム等の範囲については、以下のとおりとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。)第 5 条第 17 項に規定する共同生活援助（グループホーム）
 - (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成 18 年厚生労働省令第 19 号)第 25 条第 7 項に規定する宿泊型自立訓練
 - (3) 障害者総合支援法第 5 条第 28 項に規定する福祉ホーム
 - (4) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 20 項に規定する認知症対応型共同生活介護及び第 8 条の 2 第 15 項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護
 - (5) 老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 20 条の 6 に規定する軽費老人ホーム(A 型、B 型、ケアハウス)
 - (6) 老人福祉法第 29 条第 1 項に規定する有料老人ホーム
 - (7) 厚生省老人保健福祉局長通知（平成 12 年 9 月 27 日老発第 655 号）に規定する高齢者生活福祉センター（生活支援ハウス）
- 2 グループホーム等入居者の申請にあたっては、次の各号の書類を提出するものとする。
- (1) 契約書又は重要事項説明書の写し。
 - (2) 前号におむつの支給の記載がない場合は、おむつ代の領収書など本人がおむつ代を支払っていることが証明できる書類の写し。

（支給・決定処理）

第 3 条 障害者手帳の住所と居住地が相違する場合については、障害者手帳の取扱い区で申請受理・決定を行うものとする。

（利用内容の変更に伴う利用者負担）

第 4 条 紙おむつサービスの利用内容の変更に伴う利用者負担については、次の各号に定めるものとする。

- (1) 当該月の初日（1 日）以外に生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の適用を受ける被保護者は、翌月から要綱第 5 条第 1 項第 1 号の負担額とする。
- (2) 当該月の初日（1 日）以外に中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号)の適用を受ける中国残留邦人等は、翌月から要綱第 5 条第 1 項第 2 号の負担額とする。
- (3) 当該月の紙おむつ配送後に、同月内で要綱第 9 条第 1 項又は第 2 項の要件に該当した場合については、当月分の配送した紙おむつまで支給対象とし、翌月分から停止、又は廃止する。ただし、要綱第 9 条第 1 項に該当することとなった者のうち、入院日時点において 18 歳未満である者（入院日当日に 18 歳に達する者を含む。）については、当該月の紙おむつ配送の前後にかかわらず、当該月及び入院日の属する月の翌月から連続する 3 か月分までの紙おむつを支給対象とすることができるものとし、その場合は支給最終月の翌月分から停止する。

（システムの入力処理）

第 5 条 システムの入力処理については、次の各号に定めるものとする。

- (1) 入院によりサービスを停止する場合の停止日は、入院日の翌日とするが、前条第 1 項第

3号ただし書きに該当する場合の停止日は、支給最終月の翌月1日とする。

(2) 前号の支給再開日は、退院の当日とする。

(3) 死亡、市外転出又は介護保険施設に入所した場合の廃止日は死亡、市外転出又は入所日の翌日とする。

2 月の途中で区間異動（移管）があった場合は、移管先の区は翌月の1日付で入力処理する。

（本市負担金額の返還）

第6条 要綱第12条に定める返還に係る事務処理は、保健福祉局障がい保健福祉部長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は令和7年4月1日から施行する。